

概略発注方式の試行要領

令和7年2月1日
国土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、国土整備部が発注する工事において、入札手続の円滑化及び職員の負担軽減を目的として、概略発注方式により発注する場合の取扱いに関する事項を定めるものである。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「概略発注方式」とは、「主たる工種」以外の工種の直接工事費については、予め設定した「主たる工種」の直接工事費に対する比率（以下「設定比率」という。）を「主たる工種」の直接工事費に乘じることにより、設計金額を算定して発注する方式をいう。
- (2) 「主たる工種」とは、工事全体の直接工事費の50%以上を占める工種（レベル2）をいう。ただし、1工種で全体の50%以上とならない場合は、50%以上となるまで金額の大きい工種から順に「主たる工種」とする。

(試行対象工事)

第3 概略発注方式の試行対象工事は、国土整備部が発注する予定価格5億円未満の工事のうち、発注者が指定する工事とする。ただし、総合評価落札方式簡易型で発注する工事を除く。

(試行対象工種)

第4 概略発注方式の試行対象工種（以下「対象工種」という。）は、「主たる工種」以外の工種とする。

(実施手続)

第5 実施手続については、別紙1「概略発注方式のフローチャート」に基づき行うものとする。

(当初設計書の作成)

第6 当初設計書については、別紙2及び次の各号のとおり作成するものとする。

- (1) 対象工種の直接工事費の算定に用いる設定比率については、小数点第2位で四捨五入した値とする。
- (2) 対象工種の直接工事費の計算については、小数点以下を切り捨てた整数止めとする。

(契約時の取扱い)

第7 設計図書における対象工種に関する施工数量及び施工条件等については、参考図書扱いとし、これに関する入札質問は受け付けないものとする。

(契約後の協議等)

第8 対象工種の契約数量及び施工条件等については、契約後に発注者が指示する場合を除き、金抜設計書に示す対象工種の内訳（参考積上げ）のとおりとする。

2 対象工種における設計図書の照査及び施工数量の変更については、「設計変更ガイドライン（平成28年4月技術企画課定め）」に基づき行うものとする。

(設計変更)

第9 変更設計書の作成については、別紙2のとおり行うものとする。

(留意事項)

第10 本試行に当たり、疑義が生じた場合は技術企画課と協議すること。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

【別紙1】

概略発注方式のフローチャート

